

令和6年度 第2回 いわき市情報公開・個人情報保護審議会

意見聴取事項

イ 情報公開制度の見直しについて

資料5【説明課：総務課】

- (1) いわき市の情報公開請求の現状 1 頁
- (2) 情報公開請求「その他」の内訳 3 頁
- (3) 情報提供の推進について 4 頁
- (4) 手数料要否に関する前回会議までの要点整理表 5 頁

1. いわき市の情報公開請求の現状

(1)令和5年度の状況

令和6年度第1回審議会資料では、平成30年度から令和4年度までの実績を掲載しましたが、令和5年度の実績が整理されたことから、表に追加しました。

①請求件数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	<u>R5</u>
請求件数	575	822	794	1,065	1,229	1,606
全部開示	490	730	676	935	1,097	1,484
部分開示	79	89	118	121	114	118
不開示	6	3	0	9	18	4

②請求内容別集計

年度	R4		R4 (情報提供を実施した場合の試算)		<u>R5</u>		<u>R5</u> (情報提供を実施した場合の試算)	
請求内容	請求件数	比率	請求件数	比率	請求件数	比率	請求件数	比率
金入設計書	982	79.9%	84	25.4%	1,407	87.6%	149	42.8%
下水道台帳	99	8.1%	99	29.9%	54	3.4%	54	15.5%
食品・理美容営業許可一覧	15	1.2%	15	4.5%	4	0.2%	4	1.1%
NPO・社会福祉法人決算関係	4	0.3%	4	1.2%	1	0.1%	1	0.3%
その他	129	10.5%	129	39.0%	140	8.7%	140	40.2%
合計	1,229		331		1,606		348	

③請求者区分別集計

年度	R4		R4 (情報提供を実施した場合の試算)		<u>R5</u>		<u>R5</u> (情報提供を実施した場合の試算)	
請求者区分	請求件数	比率	請求件数	比率	請求件数	比率	請求件数	比率
法人	1,105	89.9%	248	74.9%	1,449	90.2%	264	75.9%
個人（金入設計書）	45	3.7%	4	1.2%	79	4.9%	6	1.7%
個人（その他）	79	6.4%	79	23.9%	78	4.9%	78	22.4%
合計	1,229		331		1,606		348	

④開示の実施方法別集計

年度	R4		<u>R5</u>	
実施方法等	件数	比率	件数	比率
写しの交付	1,203	97.9%	1,594	99.3%
閲覧	6	0.5%	7	0.4%
不開示	18	1.5%	4	0.2%
未受領	2	0.2%	1	0.1%
合計	1,229		1,606	

⑤写しの交付を行った文書の枚数

	R4	R5
1～19枚	318	318
20～39枚	361	521
40～59枚	90	186
60～79枚	107	137
80～99枚	97	160
100～199枚	220	250
200～299枚	5	14
300～399枚	1	2
400～499枚	1	1
500枚以上	3	5
合計	1,203	1,594

(2)令和 6 年度の状況

情報公開請求の件数及び内容別内訳（4月～7月まで）

	件数	内 訳				
		金入設計書	下水道台帳	食品・理美容営業許可一覧	NPO等決算資料	その他
4月	120	101	4	1	0	14
5月	56	20	18	1	0	17
6月	83	63	5	1	0	14
7月	69	33	3	0	0	33
合計	328	217	30	3	0	78

※ 令和 5 年度の一月あたりの平均請求件数は133件。

※ 金入設計書の請求については、「令和 5 年度までの案件」「令和 6 年度の案件で予定価格が500万円未満の工事案件」「工事以外の案件」などとなります。令和 5 年度までの分の請求は今後徐々に少なくなると見込まれます。

2. 情報公開請求「その他」の内訳

①令和4年度・内容別分類

件数順	内容別分類	件数
1	行政指導等に関する資料	13
2	許可関係資料（開発許可、排水計画、建築行為、流沫水路計画）	13
3	公費支出関係資料（公費による新聞購読関係）	11
4	入札・審査に関する資料	11
5	業務委託関係資料	10
6	道路台帳等（市道、林道）	10
7	事業者一覧（診療所、薬局、ばい煙発生施設、ホテル、浴場等）	9
8	道路関係資料（協定書、図面、協議記録等）	9
9	事業企画予算関係資料（イベント収支、企画書、予算書）	5
10	会議録又は関係資料等	5
11	介護認定・介護保険制度関係資料	4
12	工事関係資料（竣工図、企画提案書等）	4
13	市議会会派に関する資料	4
14	届出書関係資料（建設リサイクル法関係、浄化槽関係）	3
15	防災・火災関係資料	3
16	建築計画関係資料	2
17	建築物に関する資料	2
18	職員関係資料（懲戒、勤務実態等）	2
19	介護事業所関係資料（特定の加算取得事業所）	1
20	殺処分犬に関する資料	1
21	システム関係資料	1
22	指定管理に関する資料	1
23	省庁及び県からの通知関係資料	1
24	震災関連死に関する資料	1
25	森林関係資料（市と国有林に係る貸付契約関係）	1
26	選挙関係資料（各候補者の寄付収支、印刷費等）	1
27	ばい煙発生施設測定データ	1
	合計	129

②令和5年度・内容別分類

件数順	内容別分類	件数
1	許可関係資料（開発許可、給水計画、排水計画）	15
2	工事関係資料（工事事業者、請負業者、発注先・金額、現地調査書など）	11
3	入札・契約関係資料	11
4	会議録又は関係資料等	10
5	道路関係資料（平面図等の図面、協議書、協定書）	9
6	事業企画予算関係資料（イベント収支、人件費、特定事業の入場者数、経済効果など）	8
7	教科書採択、教科用図書選定に関する資料（会議録及び資料等）	7
8	水道管等に関する資料	7
9	火災関係資料（火災原因に関する文書、実況見分書、火災現場写真など）	7
10	行政指導等に関する資料	6
11	開発計画関係資料（関係事業者名、事業費など）	5
12	業務委託関係資料	5
13	民間事業者に関する資料（決算報告書、事業計画など）	4
14	下水道単価表	3
15	公募関係資料（廃校活用、AIチャットボットシステム）	3
16	職員関係資料	3
17	市街地再生整備事業に関する資料	2
18	市議会会派に関する資料	2
19	事業者一覧（ばい煙発生施設、危険物貯蔵施設）	2
20	指定管理に関する資料	2
21	相談記録等	2
22	陳情、通報に関する資料	2
23	道路台帳等（市道、林道）	2
24	開示請求に関する資料	1
25	ケーブルテレビ関係資料	1
26	配水池建設計画関係資料	1
27	高齢者虐待に関する資料	1
28	ごみ集積所に関する資料（新設承認申請書、管理者に関する情報等）	1
29	事業者選定に関する資料	1
30	市役所組織図・座席表	1
31	選挙関係資料（各候補者の収支報告書）	1
32	廃棄物関係資料	1
33	排水施設計画図面等	1
34	補助金、助成金等に関する資料	1
35	流体計算に関する資料	1
	合計	140

3. 情報提供の推進について

「いわき市情報公開条例（以下、「条例」という。）」第 19 条第 1 項において、「実施機関は、前章に定める行政情報の開示のほか、その保有する情報を積極的に市民に提供するように努めなければならない。」と規定しております。

情報提供を行うにあたっては、「広報いわき」の発行や、ホームページの活用など様々な手法がありますが、市の施策として全庁的に行われる活動から実施機関の課等において個別に行われる活動まで、あらゆる情報提供に関する施策を充実強化し、推進しております。

「行政情報の開示」は、市民からの請求を前提としており、また、これによって開示される行政情報のみでは、市民にとって理解が難しい場合もあることから、「市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得ることができる」状態を実現するため、これらの情報提供について一層の推進を図ることとしております。

また、条例第 17 条の規定のとおり、情報公開制度に限らず、他の制度において行政情報の閲覧等について定められたものもあることから、各制度の規定に基づいて閲覧等を行っているものもあります。

(1) 条例抜粋

（他の制度との調整）

第 17 条 行政情報の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付を求めることができる手続に関し別段の定めがある場合における当該行政情報の閲覧若しくは縦覧又は写しの交付については、その定めるところによる。

（実施機関の情報提供の推進）

第 19 条 実施機関は、前章に定める行政情報の開示のほか、その保有する情報を積極的に市民に提供するように努めなければならない。

2 実施機関は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得ることができるようにするため、広報活動の充実その他の情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

(2) 情報提供の例

- ・ 広報いわき
- ・ ホームページへの掲載
- ・ SNS（LINE, YouTube 等）を利用した情報発信
- ・ 報告書、統計書、パンフレット等の各種刊行物の発行
- ・ 新聞等マスメディアへの掲載
- ・ 公聴会、説明会、市民講座、まちづくり懇談会等の開催

(3) 他の制度に基づく閲覧等の例

- ・ 財政状況の公表
- ・ 物品購入等に係る入札・契約に関する情報の公表
- ・ 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
- ・ 道路台帳の閲覧
- ・ 河川台帳の閲覧

4. 手数料要否に関する前回会議までの要点整理表

手数料設定案	設定理由	運用上想定される課題	想定される反対意見
①手数料なし	・開示請求権を市民の権利として保障するため無料とする。 ・情報公開制度の利用を促進し、市の機関の諸活動を市民に説明する責務を全うするため無料とする。 ・情報公開による便益は、市民全体に及ぶと考えられることから市民等以外の方の請求についても無料とする。	・頻回な請求などの権利濫用的な請求が、有料の場合と比べて生じやすくなる可能性がある。	・市税を納めていない(又は利害関係の無い)市民等以外からの請求についても無料とするのは不公平ではないか。
②手数料一部徴収 (営利目的のみ)	・営利目的の請求は、請求者がその目的の範囲内で利用するものであり、受益者負担とすべきであることから、営利目的の請求については手数料を設定する。	・明確な線引き方法にしないと受付時に混乱や苦情が生じるおそれがある。 ・請求目的の確認など、事務負担が増加するおそれがある。 ・実質的な内容による区別は困難。	・今までは、申請目的を問わず市民等は手数料がかからなかったのに有料になるのか。 ・請求がしにくくなり、情報公開制度の後退になる。 ・他市ではほとんどの所が無料である。
③手数料一部徴収 (市民等以外のみ)	・市条例の目的において開示請求権は市民の権利として保障することから、市民等については現行同様に手数料無料とするが、市民等以外の方については目的の範疇外となるため手数料を設定する。	・市民等と市民等以外の判断基準を明確にする必要がある。 ・他市では無料としている所が多いことから、苦情が生じるおそれがある。 ・事務負担が増加するおそれがある。	・他市ではほとんどの所が無料である。
④手数料一律徴収	・情報公開に係るコストは、特定の者(請求者)に対する役務の提供により生じるものであるため受益者負担の観点から手数料を設定する。	・現在、無料となっている市民等からの反発が想定される。 ・他市では無料としている所が多いことから、苦情が生じるおそれがある。 ・事務負担が増加するおそれがある。	・今まで手数料がかからなかったのに有料になるのか。 ・請求がしにくくなり、情報公開制度の後退になる。 ・他市ではほとんどの所が無料である。